



## 令和6年(確定値)及び令和7年(令和8年2月速報値)の労働災害発生状況

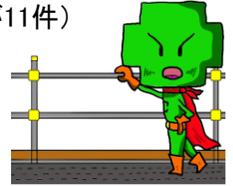
号別	業種別	秋田労働局(県内)															
		令和6年		令和6年		令和6年		令和7年		前年増減		令和6年		令和7年		前年増減	
		死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率
	全業種合計	9	1,496	3	475	9	1,434	13	1,185	-249	-17.4%	3	454	5	450	-4	-0.9%
	うち新型コロナを除く	9	1,064	3	399	9	1,009	13	1,085	76	7.5%	3	378	5	410	32	8.5%
	うち新型コロナによる		432		76		425		100	-325	-76.5%		76		40	-36	-47.4%
1	製造業	2	191		59	2	179	1	181	2	1.1%		54		51	-3	-5.6%
2	鉱業(鉱山法適用を除く)		5				5		2	-3	-60.0%				1	1	#DIV/0!
3	建設業	6	180	3	60	6	175	5	193	18	10.3%	3	57	4	69	12	21.1%
	土木工事業	2	54	1	9	2	54	4	73	19	35.2%	1	9	3	20	11	122.2%
	建築工事業	4	93	2	40	4	90	1	88	-2	-2.2%	2	38	1	36	-2	-5.3%
	鉄骨・鉄筋家屋建築	1	18	1	5	1	17		14	-3	-17.6%	1	4		7	3	75.0%
	木造家屋建築	1	46		13	1	46	1	44	-2	-4.3%		13	1	13	0	0.0%
	その他の建設業		33		11		31		32	1	3.2%		10		13	3	30.0%
4	運輸交通業		93		54		90	3	92	2	2.2%		52		53	1	1.9%
5	貨物取扱業		1		1		1		2	1	100.0%		1		2	1	100.0%
6-2	林業		31		6		30	1	26	-4	-13.3%		6		5	-1	-16.7%
8	商業		204		92		190	2	192	2	1.1%		85		82	-3	-3.5%
13	保健衛生業		589		126		570		264	-306	-53.7%		124		97	-27	-21.8%
14	接客娯楽業		62		27		61		65	4	6.6%		27		28	1	3.7%
15	清掃・と畜業		40		17		38		61	23	60.5%		17		33	16	94.1%
	上記以外の事業	1	100		33	1	95	1	107	12	12.6%		31	1	29	-2	-6.5%

### 秋田署管内の建設業における労働災害発生件数・事故の型別の状況

令和7年(令和8年2月速報値)における建設業の休業4日以上(新型コロナウイルス感染症を除く。)の労働災害発生件数は69件となり、前年同期に比較して12件増加し、中でも土木工事業において大幅に増加(+11件)しています。

事故の型別で見ると、作業箇所からの「墜落・転落」災害が19件(27.5%)(2m以上が8件、2m未満が11件)と最も多く、次いで通路等での滑りやつまずきによる「転倒」災害が13件(18.8%)、「はさまれ・巻き込まれ」災害が8件(11.6%)と続いています。

「墜落・転落」災害や多発する「転倒」災害等を防止するため、あらためて墜落防止対策及び転倒災害防止対策の周知徹底をお願いします。



### 「建設現場年末無災害運動月間(令和7年12月1日から同月31日まで)」の監督指導結果

#### 1 木造家屋建築工事現場 秋田労働局(県内)

◇ 監督指導は42現場、67事業場に対して実施 違反は24現場、46事業場

◇ 墜落防止に関する違反が43件で最多(主な違反の内容は次のとおり)

- ・墜落防止措置に関するもの 43件  
(高さ2メートル以上の箇所に足場等の作業床や手すりが設けられていない等)
- ・足場に関するもの 34件  
(足場からの物体落下防止措置が講じられていない、足場の点検記録が保存されていない等)

◇ 使用停止・立入禁止等の行政処分を行ったのは19事業場

特に危険度の高い機械設備や作業場所が認められた19事業場に対して、使用停止や立入禁止等の行政処分を行った

#### 2 建設工事現場(木造家屋建築工事現場を除く。) 秋田労働局(県内)

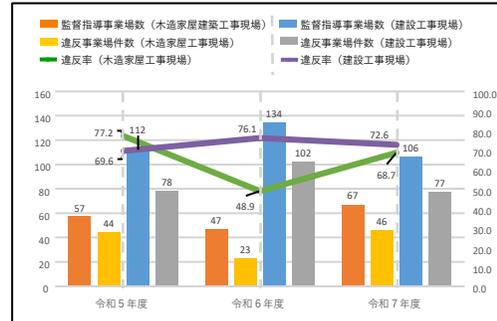
◇ 監督指導は65現場、106事業場に対して実施 違反は37現場、77事業場

◇ 元請の現場管理に関する違反が27件で最多(主な違反の内容は次のとおり)

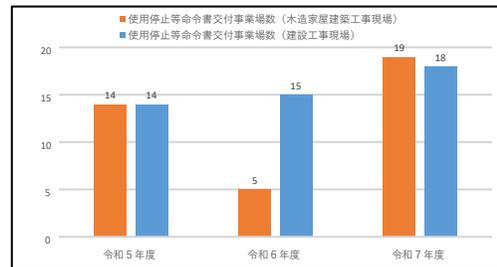
- ・元請の現場管理に関するもの 27件
- ・墜落防止措置に関するもの 26件  
(高さ2メートル以上の箇所に手すりが設けられていない、高さ(又は深さ)が1.5メートル以上の箇所に昇降設備が設けられていない等)
- ・車両系建設機械に関するもの 23件  
(作業計画が定められていない、荷のつり上げ等の使用してはならない用途に使用していた等)

◇ 使用停止・立入禁止等の行政処分を行ったのは18事業場

特に危険度の高い機械設備や作業場所が認められた18事業場に対して、使用停止や立入禁止等の行政処分を行った ※作業現場において同種違反が無いよう、必要な措置等の徹底をお願いします!!



【図1】「建設現場年末無災害運動月間」の監督指導事業場数の推移



【図2】「建設現場年末無災害運動月間」の使用停止等命令書交付事業場数の推移

# 労働安全衛生法改正の主なポイント

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正が行われました。

## 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

### (1) 注文者等の配慮

R7. 5. 14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8. 4. 1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

### (3) 業務上災害報告制度の創設

R9. 1. 1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

### (4) 個人事業者等自身への義務付け

R9. 4. 1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

### (5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9. 4. 1施行

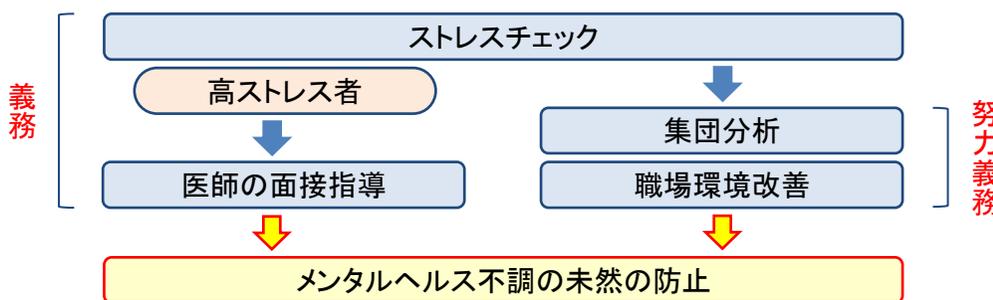
作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

### 【ストレスチェック制度の流れ】



## 3 高齢労働者の労働災害防止の推進

R8. 4. 1施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。